

川崎市フッ化物歯面塗布実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）及び歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、市民の口腔疾患予防に資するため、フッ化物歯面塗布を行う事により、う蝕予防及びう蝕の抑制を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 川崎市内に在住する2歳未満の乳幼児を対象者とする。

(実施機関)

第3条 実施機関は各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）とする。

(従事者)

第4条 従事者は、歯科医師、歯科衛生士及びその他の職員とし次の業務を行う

- (1) 歯科医師、歯科衛生士は、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布を行うものとする。
- (2) 歯科医師、歯科衛生士及びその他の職員は、必要に応じて受付及び案内等を行うものとする。

(実施方法及び内容)

第5条 フッ化物歯面塗布の実施方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) フッ化物歯面塗布を希望する保護者に署名をもらい、実施する。
- (2) フッ化物歯面塗布の対象歯は、簡易防湿が可能な範囲とする。
- (3) 塗布後、次の事項について説明する。
 - ア 塗布後30分間飲食の禁止
 - イ 薬物の効果、定期健診、定期的塗布の必要性
 - ウ 料金の支払い
 - エ 歯科相談の案内

(報告)

第6条 フッ化物歯面塗布従事者は、実施結果を集計して日報に計上し、会計担当と金額を照合した後、月報に計上して翌月15日までに健康福祉局保健所長に報告するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、フッ化物歯面塗布の実施に関し必要な事項は、健康福祉局保健所長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、川崎市歯の薬物塗布実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。